

# ご利用ください 高齢者・障がい者福祉サービス

平成29年度分の受け付けを3月27日(月)より開始します。

## ■福祉タクシー料金の助成

### 高齢者

介護認定を受けられた高齢者の方が外出に利用する際のタクシー料金の一部を助成します。

- ▼対象者 市内に住所を有する在宅の方で、次のいずれにも該当する方
- ①介護保険法で要介護認定または要支援認定を受けた方もしくは、基本チェックリストによる総合事業対象者
  - ②介護保険施設などに入所していない方
  - ③自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方
  - ④心身障がい者福祉タクシー料金助成を受けていない方

▼利用券の交付枚数 年間24枚

▼助成金の額 基本料金および迎車回送料に相当する額

▼申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 障がい者手帳(身体、療育、精神)※手帳の交付を受けている方に限ります。

▼申請・問い合わせ先 市役所介護高齢課(内線172・173)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111

### 障がい者

心身に障がいをお持ちの方で、対象者に該当する方がタクシーを利用される場合、その料金の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方(施設に入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方、高齢者等福祉タクシー料金助成を受けている方は除きます。)

- ①身体障害者手帳1級～3級の方
- ②療育手帳A、B判定の方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方

▼利用券の交付枚数 年間48枚

▼助成金の額など

| 区分          |              | 利用可能枚数     | 助成額                          |                                  |
|-------------|--------------|------------|------------------------------|----------------------------------|
| 一般タクシー      | 1回の乗車につき2枚まで | 1枚目        | 基本料金(障がい者割引分を控除した額) および迎車回送料 |                                  |
|             |              |            | 2枚目                          | 基本料金(障がい者割引分を控除した額) 相当分まで        |
| リフト付きタクシーなど | 車椅子 ストレッチャー  | 1回の乗車につき1枚 | 1,500円                       | ただし、実際に要した額がそれぞれに満たないときは、実際に要した額 |
|             |              |            | 2,000円                       |                                  |

※リフト付きタクシーなどを利用の場合の助成については、寝たきりの状態または車椅子を使用している重度障がいの方に限ります。

▼申請に必要なもの 障がい者手帳(身体、療育、精神)

▼申請・問い合わせ先 市役所福祉課(内線164)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111

## ■給食サービス

高齢者や重度の障がい者の方に、自宅へのお弁当の配達サービスまたは総合福祉センター内喫茶室においての食事代の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する高齢者(おおむね65歳以上の方)または重度の障がい者(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級)で、次のいずれかに該当する方

- ①高齢者のみの世帯
- ②重度の障がい者のみの世帯
- ③高齢者と重度の障がい者のみの世帯

▼実施内容 次のどちらか一つの方法を選び申請してください。

なお、実施方法の年度内の変更はできません。

①自宅へお弁当を配達

日曜日から土曜日(週7回まで)の昼食時に、自宅にお弁当が配達されます。その際、配達業者に一食につき400円をお支払いください。

※現在、お弁当の配達サービスをご利用の方につきましては、今回は申請の必要はありません。

②市総合福祉センター内喫茶室において食事などをするときの利用券

1か月当たり1,000円分(200円×5枚)の利用券を交付し、その利用券で食事などをさせていただきます。なお、1日に使用できる枚数は1枚(200円)ですので、差額分については各自負担してください。

▼申請に必要なもの

- 高齢者の方は、介護保険被保険者証
- 障がい者の方は、障がい者手帳(身体、療育、精神)

▼その他 市総合福祉センター内喫茶室において利用券で食事などをされる方は、本人確認のため福祉センター利用証や障がい者手帳など本人確認ができるものを同時に提示してください。

▼申請・問い合わせ先 市役所介護高齢課(内線172・173)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111

# 3月のお知らせ

## ▼仮庁舎における配置

| 仮移転先        | 移転先配置   |
|-------------|---|
| 図書館棟(本庁舎棟南) | (1階) 宿直室<br>※保健センターは変更なし<br>(2階) 税務課 会計課<br>※図書館と図書館事務室は変更なし<br>(3階) 市民課 保険年金課<br>児童課 福祉課<br>介護高齢課 収納課<br>☎65-1111 FAX67-4011<br>※市民ホールは仮移転期間中、事務室となりますので、使用できません。                  |
| 十四山支所       | (1階) 副市長室 下水道課<br>土木課 都市計画課<br>農政課 商工観光課<br>環境課<br>(※地域市民課と地域福祉課は) 変更なし ☎52-2111<br>(2階) 市長室 秘書企画課<br>総務課 危機管理課<br>庁舎建設準備室<br>(3階) 財政課 監査委員事務局<br>議場および議会事務局<br>☎65-1111 FAX52-3276 |
| 総合社会教育センター  | (1階) 学校教育課<br>☎65-1111 FAX67-0062<br>※生涯学習課は変更なし<br>☎65-0002 FAX65-1777   |

- ・鍋田支所 68-8001
  - ・総合福祉センター 65-8103
  - ・総合社会教育センター 65-0002
  - ・図書館 65-1117
  - ・歴史民俗資料館 65-4355
  - ・同報無線確認電話 65-8517
- ※臨時放送の確認ができます。(市外局番 0567)

## お知らせします

原動機付自転車および軽自動車などの名義変更・廃車の手続きは、お早目に!

軽自動車税は毎年4月1日現在に原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に課税されます。廃車、売却、盗難などで、すでに車両を所有していない方も、届け出をしないと課税されますのでご注意ください。

なお、毎年3月は届け出が集中し、窓口が大変混雑します。名義変更や廃車の届け出をしていない方は、3月中旬ごろまでに手続きを済ませてください。

### ▼問い合わせ先

○原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車  
市役所税務課(内線354)

## 固定資産評価額(土地・家屋)の縦覧について

固定資産税の納税者の方が、土地・家屋価格等縦覧帳簿にて、自分の土地や家屋と他の土地や家屋の価格とを比較することができます。

土地の納税者の方は土地価格等縦覧帳簿を、家屋の納税者の方は家屋価格等縦覧帳簿をご覧になれます。

ます。なお、償却資産には縦覧の制度はありません。

▼期間 4月1日～5月1日 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日および祝日を除く)

### ▼ところ

市役所税務課(図書館棟2階) 縦覧できる方

- ・納税者本人およびその同居の親族、相続人
- ・納税管理入
- ・納税者の代理人(委任状が必要)

※非課税および免税点未満の土地や家屋の所有者の方は、納税者でないため縦覧できません。

※賦課期日(平成29年1月1日)後に所有者となった方は縦覧できません。

### ▼必要なもの

- ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- ※法人の場合は、社印または代表者印を押印した委任状

### ▼問い合わせ先

市役所税務課(内線355～357)

## 固定資産税の前納報奨金制度の廃止のお知らせ

すでに広報、ホームページなどで周知させていただいているとおり、平成29年度課税分から、固定資産税の全期前納報奨金制度が廃止となります。報奨金制度は廃止しますが、これまでどおり納付書または口座振替による一括(全納)納付はできますので、引き続き早期納税にご協力をお願いいたします。

これまで早期納税にご協力いただいた皆様には、心からお礼を申し上げますとともに、制度廃止へのご理解と引き続きの納期限内納付にご協力をお願いいたします。

### ▼問い合わせ先

市役所収納課(内線382・383)